

磐梯町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

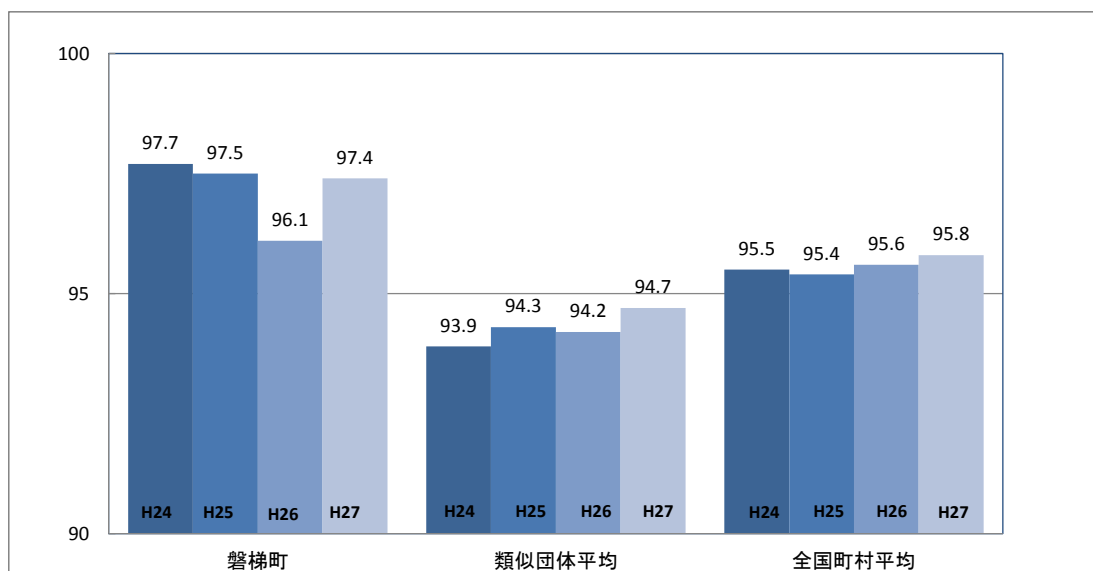
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	3,692 人	4,349,752 千円	197,290 千円	675,871 千円	15.54%	16.32%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	73 人	275,388 千円	41,535 千円	105,038 千円	421,961 千円	5,780 千円	5,464 千円

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び25年は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【 **実施** ・ 未実施 】

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、福島県人事委員会勧告に基づく給料表を適用し、平均0.7%引き下げ。高齢層を中心に引き下げ、若年層においては引き上げを実施。激変緩和のため5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

【 該当なし 】

③その他の見直し内容

単身赴任手当・管理職員特別勤務手当について、国同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
磐梯町	41.5 歳	317,500 円	360,800 円	356,091 円
福島県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.6 歳	302,655 円	348,054 円	308,088 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区分	警 梯 町	福 島 県	国	
一般行政職	大学卒	179,300 円	186,000 円	174,200 円
	高校卒	146,300 円	150,800 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況(27年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	268,450 円	377,466 円	379,100 円	—
	高校卒	229,150 円	325,912 円	384,825 円	409,450 円

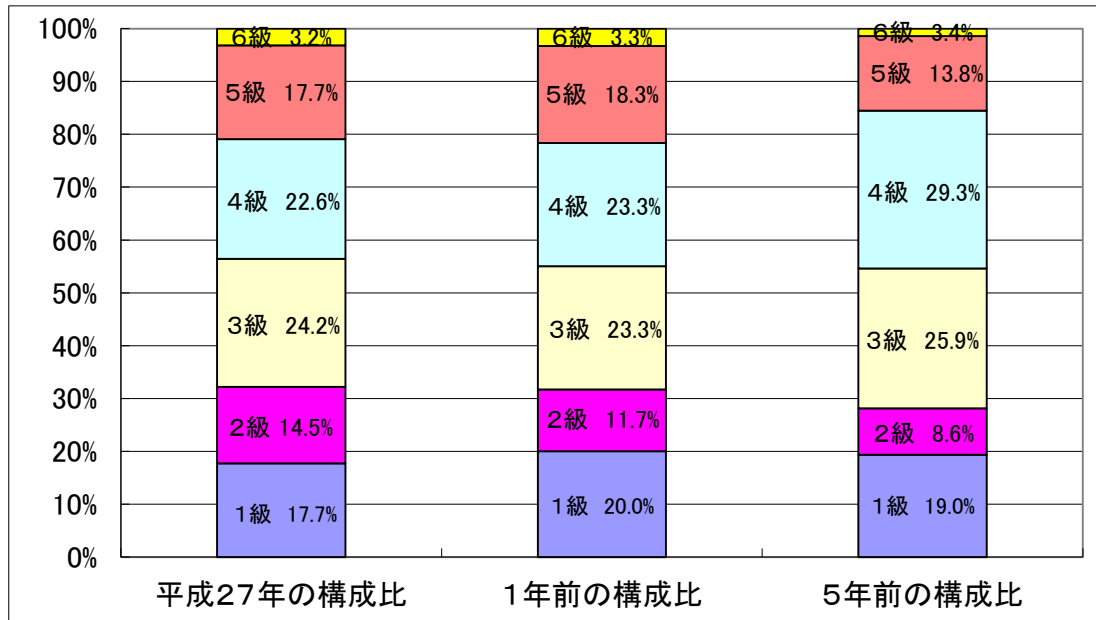
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	11 人	17.7 %
2 級	主査	9 人	14.5 %
3 級	副主幹	15 人	24.2 %
4 級	主幹・係長	14 人	22.6 %
5 級	副参事・課長・室長・局長	11 人	17.7 %
6 級	参事・課長	2 人	3.2 %
7 級	理事	0 人	0 %

(注)1 警梯町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級ならびに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

【昇給】	
勤務成績が極めて良好である職員	A・・・8号級以上昇給(55歳以上は4号級以上昇給)
勤務成績が特に良好である職員	B・・・6号級昇給(55歳以上は3号級昇給)
勤務成績が良好である職員	C・・・4号級昇給(55歳以上は2号級昇給)
勤務成績がやや良好でない職員	D・・・2号級昇給(55歳以上は1号級昇給)
勤務成績が良好でない職員	E・・・昇給なし
【昇給の状況】	
昇給日・・・1月1日	
当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て昇給を行う。	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

磐梯町	福島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,456 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,684 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による ・加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による ・加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による ・加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

判定期間中の勤務状況(病欠休暇、育児休業等の取得、中途採用等)を反映させ支給割合を決定しているが、その他の職員については勤務実績は反映させず一律支給。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

警 梯 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445	月分 25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分 25.55625	月分
勤続25年	29.145	月分 34.5825	月分	勤続25年	29.145	月分 34.5825	月分
勤続35年	41.325	月分 49.59	月分	勤続35年	41.325	月分 49.59	月分
最高限度額	49.59	月分 49.59	月分	最高限度額	49.59	月分 49.59	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 定年 21,416千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				433	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				20,619	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)				28.8	%
手当の種類(手当数)				3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
伝染病防疫作業従事手当	右記業務に従事した職員	伝染病患者の救護、付着物件の処理、家畜の防疫作業	日額400円		
行路病死処理手当	右記業務に従事した職員	行路病死の処理作業	1件当たり1,000円		
出張徴収事務従事手当	右記業務に従事した職員	税・保険料・使用料・水道料金等の出張徴収事務	日額300円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	12,729	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	161	千円
支給実績(25年度決算)	11,074	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	165	千円

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 1人目(配偶者あり) 6,500円 1人目(配偶者なし) 11,000円 2人目以降 6,500円 特定期間加算 5,000円	同		7,706	192,650
住居手当	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し最高額27,000円	異	(国)月額12,000円を超える家賃の場合支給	1,342	268,400
通勤手当	交通機関等利用者-運賃等相当額(55,000円以下) 交通用具使用者-通勤距離2km以上通勤距離に応じた額(上限50,400円)	異	使用距離区分及び支給額	4,508	86,692
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員で、職及び級の区分により支給(24,000円~43,300円)	異	区別別に定額の手当額	6,299	484,538
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,800円	異	(国)勤務1回につき4,200円	524	14,971
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において支給対象地域に在勤する職員に支給 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同		4,590	70,615

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	695,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 775,000 円 / 515,000 円
	副町長	570,000 円	635,000 円 / 500,000 円
報酬	議長	260,000 円	300,000 円 / 160,000 円
	副議長	211,000 円	245,000 円 / 140,000 円
	議員	190,000 円	223,000 円 / 127,400 円
期末手当	市区町村長 副町長	(26年度支給割合) 3.05 月分	
	議長 副議長	(26年度支給割合) 3.05 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48	(1期の手当額) 16,012,800 円 (支給時期) 任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×0.29	7,934,400円 任期ごと
	備考		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

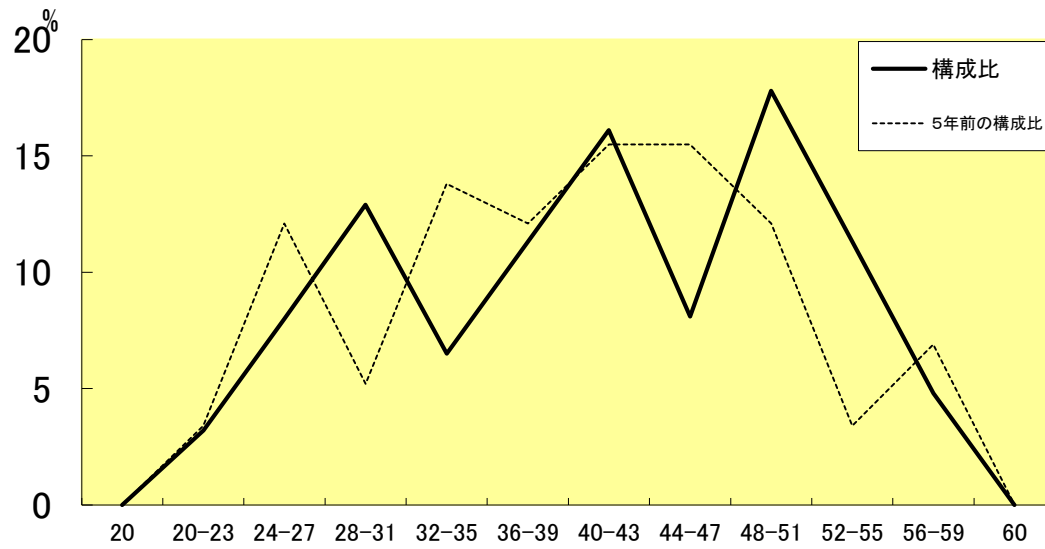
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務企画	23	21	2	人事異動等
	税務	3	3	0	
	民生	14	14	0	
	衛生	5	4	1	人事異動等
	農林水産	6	6	0	
	商工	4	4	0	
	土木	7	7	0	
	計	63	60	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 172.88人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 155.48人)
	教育部門	16	14	2	
消防部門	0	0	0		
小計	79	74	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 216.79人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 178.66人)	
公業計 営等部 企会門	水道	2	2	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
	小計	7	7	0	
合計	86 [90]	81 [90]	5 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 236.00人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	5人	8人	4人	7人	10人	5人	11人	7人	3人	0人	62人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	53	52	57	56	60	63	10 (18.9%)
教育	11	12	14	14	14	16	5 (45.4%)
消防							
普通会計	64	64	71	70	74	79	15 (23.4%)
公営企業等会計	10	9	10	9	7	7	△3 (△30%)
総合計	74	73	81	79	81	86	12 (16.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
 2 合併した団体にあつては、合併前の年においては合併前の旧団体の合計職員数